

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	22	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）</p> <p>・ 特例措置の内容 我が国企業が海外における健全な事業活動を行うにあたり、本税制により企業行動が歪められることなく、企業活動の実態に合わせた課税が行われるよう、租税回避防止措置を講じた上で、適用除外基準及びトリガー税率の見直し（外国における非課税措置の計算方法の見直しを含む）等を行った場合は、国税との自動連動を図る。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
要望理由	我が国企業が海外における健全な事業活動を行うにあたり、本税制により企業行動が歪められることなく、企業活動の実態に合わせた課税が行われるよう、租税回避防止措置を講じた上で、適用除外基準及びトリガー税率の見直し（外国における非課税措置の計算方法の見直しを含む）等を行う。		
減収見込額	(初年度) -	(平年度) -	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他	
	22年度の望	・ 国税 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制） ・ 融資、補助金その他	
過去の要望経緯	平成17年度税制改正において、二重課税排除のため、配当を損金算入できる期間の延長（5年→10年）、欠損金の繰越期間の延長、所得控除制度の新設が実現された。		
本要望に対応する縮減案			